

# 保 健 課 か ら の お 知 ら せ

## ～短期経理について～

平成28年4月発行「共済ながさき169号」では、「財源率」について説明しました。  
今回は、「財政調整事業及び特別財政調整事業」について掲載します。

〈前号のおさらい〉

短期給付（療養の給付、療養費、出産費等の保健給付、前期高齢者納付金や後期高齢者支援金などの高齢者医療拠出金等）に必要な費用は、組合員の皆様の給料から天引きさせていただく「掛金」と地方公共団体から納入いただく「負担金」によって賄われ、その負担割合は原則折半である。

☆平成28年度の財源率☆

長崎県の財源率は全国で3番目に高い

【当組合】

財源率 104.06%

負担金率	52.03%
掛金率	49.995%
調整交付金率	1.00%
特別調整交付金率	1.035%

本来、掛金率は52.03%と設定されますが……

↓  
負担金率よりも低く設定されています!!

【全国平均】

財源率 94.45%

負担金率	47.225%
掛金率	47.225%

財源率は全国の各組合の財政状況により個別に設定されるため、高低差があります。そこで、掛金の不均衡を調整するために、全国市町村職員共済組合連合会において財政調整事業及び特別財政調整事業を行っています。

当組合は、平成28年度の当該事業の交付申請を行い、調整交付金率1.00%、特別調整交付金率1.035%で組合員の掛金相当分の交付を受けます。

◆◆◆注目◆◆◆

掛金について財政調整事業、特別財政調整事業の適用を受けることで、掛金率と負担金率の割合は折半となります。（掛金率、調整交付金率、特別調整交付金率を合算すると負担金率と同率です。）

### ☆☆今回のポイント☆☆

財政調整事業、特別財政調整事業の適用を受けても掛金率が全国平均より高い状況は変わりません。組合員の皆様には多くの負担をいただくこととなります。



掛金の増加は皆様の生活にも影響します。共済組合の努力と皆様の協力により、掛金率を減少させましょう。

そのために……

#### ○共済組合が努力すること

- ① 診療報酬明細書等の内容審査、点検強化による適正な給付に努めます。
- ② 医療費増加抑制のため、充実した各種保健事業の提供に努めます。

#### ○皆様に協力いただきたいこと

- ① かかりつけ病院を持つなど、医療機関を正しく受診いただきたいこと。
- ② 共済組合が提供する保健事業を活用していただきたいこと。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。